

第 3 節 輸出の許可及び船積確認

1 輸出の許可

システムを使用した輸出申告、積戻し申告及び展示等積戻し申告（以下この節において「輸出申告等」という。）が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

また、輸出申告等の許可に併せて保税運送が承認され、その保税運送承認期間の開始年月日（輸出許可日）及び終了年月日が自動的に払い出される（本船扱い及び洋上輸出の場合は除く。）。

なお、運送貨物の発送の日が輸出許可日と異なる場合は、運送貨物の発送の日を起算日として計算した期間を保税運送承認期間とする。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報（大額）	別紙 4（許可通知情報）参照	「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	通関業者等 輸出者（注 1）
輸出許可通知情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	
積戻し許可通知情報（大額）		「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
積戻し許可通知情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可通知情報（大額）		「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可通知情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	
許可・承認貨物（輸出）情報	SAE4081	なし。	通関蔵置場（分散蔵置されている場合は、全ての通関蔵置場。ただし郵便物に係る申告の場合を除く。） （注 1）（注 2） 船会社（注 3） バンニング場所（複数場所でバンニングする場合は、全ての

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
			バンニング場所) (注1)(注4)
輸出許可自動車情報	SAE4100	輸出抹消仮登録を証明する旨をシステムに登録している場合。	通関業者等

(注1) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注2) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合であって、他の通関蔵置場（通関蔵置場兼バンニング場所は除く。）向けに配信される「許可・承認貨物（輸出）情報」（出力情報コード：SAE4081）も配信される。

(注3) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出許可の場合は自社本船通関）であり、システムに参加しているブッキング船会社が貨物情報に登録されている場合は、ブッキング船会社へ配信される。

(注4) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合には配信されない。

2 船積確認通知書の利用

要船積確認対象貨物（積戻し申告及び展示等積戻し申告についてはシステムにより「要船積確認」の旨がシステムに登録される。）については、船会社又は船舶代理店により「船積確認登録」業務（業務コード：CCL）が実施されると、輸出申告等を行った通関業者等及び申告先の税関（通関担当部門）に「船積確認通知情報」（出力情報コード：SAT0471）が配信されることから、当該情報をもって、関税法基本通達 67-1-20（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）又は 63-18（到着の確認を受けた積戻し許可書の提示）の規定の適用を受ける場合の許可書の原本に代えることができる。

なお、「船積確認登録」業務（業務コード：CCL）により税関（通関担当部門）に「船積確認通知情報」（出力情報コード：SAT0471）が配信された貨物について、税関（監視担当部門）に「船積情報」（出力情報コード：SAT0480）が配信されている場合は、当該情報をもって関税法基本通達 67-1-20（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）又は 63-17（輸出運送貨物の到着の確認）に規定する税関（監視担当部門）による船積みの確認を受けることを省略して差し支えない。